

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きは、
(當日が休日は、
翌日)

鳥取県告示第九百四十二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九条の五第一項の規定に基づき、泊村長から同村の区域内に次のとおり新たに生じた土地を確認した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十五年十月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

新たに生じた土地の位置(昭和五十四年二月
二十三日現在の地番による)

新たに生じた土地の面積

泊村大字右脇字西屋敷九七二の一から九七 一の三まで、字二ノ北畠一一四三の一、一一 四三の二、一一四四の一及び一一四四の二並 びに字三ノ北畠一一七八の一、一一七八の 二、一一七九の一、一一八二及び一一八三の 地先	二、六九三・九六五平方メートル
--	-----------------

泊村大字右脇字西屋敷九七二の一から九七 一の三まで、字二ノ北畠一一四三の一、一一 四三の二、一一四四の一及び一一四四の二並 びに字三ノ北畠一一七八の一、一一七八の 二、一一七九の一、一一八二及び一一八三の 地先	二、六九三・九六五平方メートル
--	-----------------

- 告示 新たに生じた土地の確認
- 字の区域の変更
- 臨時種畜検査の実施
- 土地改良区の役員の就退任
- 土地改良事業計画の適否の決定(二件)
- 土地改良事業の認可(二件)
- 土地改良事業計画の変更の認可
- 保安林の指定の解除(七件)
- 解除予定の保安林(二件)
- 指定施業要件の変更予定の保安林
- 土地収用法による土地の立入り
- 開発行為に関する工事の完了(二件)
- 公有水面の埋立てに関する工事のしゆん功の認可
- 鳥取都市計画事業鳥取駅前土地区画整理審議会の委員の選挙の期日

鳥取県告示第九百四十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定

に基づき、泊村長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十五年十月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域の名称を変更する	同上の区域(昭和五十五年二月二十三日現在の地番による。)
大字石脇字三ノ北畠	大字石脇字三ノ北畠の全域並びに字西屋敷 九七二の一から九七二の三まで、字二ノ北畠一四三の一、一四三の二、一四四の一及び一四四の二並びに字三ノ北畠一七八の一、一七八の二、一七九の一、一八二及び一八三の地先

鳥取県告示第九百四十四号
家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第四条第一項第二号に規定する臨時種畜検査を次のとおり実施するので、家畜改良増殖法施行規則(昭和二十五年農林省令第九十六号)第二条第二項の規定により告示する。

昭和五十五年十月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

検査期日	検査場所	家畜の種類
昭和五十五年十一月十九日午前十時から午後一時から	倉吉市大塚中部家畜市場	
昭和五十五年十一月二十日午後一時から	東伯郡赤崎町松谷 西伯郡西伯町北方鳥取県種畜販賣場	牛
		豚

鳥取県告示第九百四十五号
土地改良法(昭和二十四年法律第二百九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員が退任し、又は就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十五年十月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

国府土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 小林心曉 岩美郡国府町大字麻生三一五

前田喬

昭和五十五年四月一日組合員資格喪失のため退任

3 昭和55年10月28日 火曜日

鳥取県公報

第5201号 (第三種郵便物認可)

淀江宇田川地区土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 田牧弘延 西伯郡淀江町大字福岡二九四

昭和五十五年六月二十六日一身上の都合により退任

淀江宇田川地区土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理事 山根利一 西伯郡淀江町大字福岡二三七

昭和五十五年九月二十四日開催の臨時総代会において補欠選任され同月二十五日就任 任期昭和五十八年十月十九日まで

名和土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理事 林原万茂留 西伯郡名和町大字加茂一八

昭和五十四年七月三十一日開催の臨時総会において補欠選挙の結果当選し、同日就任 任期昭和五十七年七月二十三日まで

鳥取県告示第九百四十六号

昭和五十五年九月十二日付けで溝口町から申請のあつた土地改良（大坂地区は場整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年十月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

昭和五十五年十月二十八日

一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し二 縦覧に供する期間
昭和五十五年十月二十九日から三十日間三 縦覧に供する場所
溝口町役場四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百四十七号

昭和五十五年九月十二日付けで溝口町から申請のあつた土地改良（大坂地区は場整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

二、縦覧に供する期間

昭和五十五年十月二十九日から三十日間

二十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示す

る。

三、縦覧に供する場所

溝口町役場

四、異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百五十九号

江府町から申請のあつた町営土地改良（日光（栗の木堂）地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年十月二十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年十月二十八日

鳥取県知事 平 鴻 三

鳥取県告示第九百五十号

鹿野町から申請のあつた町営土地改良（未用地区ほ場整備）事業計画の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年十月二十一日認可したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項の規定により告示する。

昭和五十五年十月二十八日

鳥取県知事 平 鴻 三

鳥取県告示第九百四十九号

江府町から申請のあつた町営土地改良（日光（西成）地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年十月

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十五年十月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

農道用地とするため

一 解除に係る保安林の所在場所

東伯郡東伯町大字徳万字添水谷四三一の一

二 保安林として指定された目的

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び北条町役場に備え置いて綱覧に供する。)

潮害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第九百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十五年十月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十五年十月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除に係る保安林の所在場所

東伯郡北条町大字国坂字西大野一五一七の一、一五九の二、一五一

○、一五二（以上四筆について、次の図に示す部分に限る。）、一五三

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び気高町役場に備え置いて綱覧に供する。）

一 解除に係る保安林の所在場所

東伯郡北条町大字国坂字西大野一五一七の一、一五九の二、一五一

○、一五二（以上四筆について、次の図に示す部分に限る。）、一五三

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び気高町役場に備え置いて綱覧に供する。）

三 解除の理由

道路用地とするため

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

鳥取県告示第九百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十五年十月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字市瀬字篠ヶ出二四九七の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

落石の危険の防止

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

昭和五十五年十月二十八日

鳥取県告示第九百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十五年十月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除に係る保安林の所在場所
東伯郡羽合町大字長瀬字二ノ御建山下一九五三の一（次の図に示す部分に限る。）
二 保安林として指定された目的
飛砂の防備
三 解除の理由
公共施設用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び羽合町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九百五十五号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
昭和五十五年十月二十八日

鳥取県告示第九百五十五号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

一 解除に係る保安林の所在場所
西伯郡日吉津村大字富吉一二七九の一、一三五二の一（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）、一三一一七の二
二 保安林として指定された目的
解除の理由
昭和五十五年十月二十八日

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び日吉津村役場に備え置いて縦覧に供する。)

道路用地とするため

昭和二十六年法律第二百四十九号) 第三十条の規定により告示する。

昭和五十五年十月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九百五十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十五年十月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

解除に係る保安林の所在場所

日野郡日南町河上字芋畠山一三〇七の一、上萩山字滑鉄山所一七三五の九三、一七三五の九四、一七四九の一、一七四九の二〇(以上五筆)について、次の図に示す部分に限る。

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

三 解除の理由

保健衛生施設用地とするため

(「次の図」は省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び日吉津村役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第九百五十九号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十五年十月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九百五十八号
次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
西伯郡西伯町大字上中谷字ドロキニ三五三の一からニニ五三の三まで
- 二 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
道路用地とするため
- 三 解除の理由
道路用地とするため
- 鳥取県告示第九百六十号
昭和五十五年十月二十八日
- 次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

- 鳥取県知事 平 林 鴻 三
- 鳥取県告示第九百六十一号
昭和五十五年十月二十八日
- 土地收回法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一項第一項ただし書の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの通知があつたので、同条第四項の規定により告示する。
- 鳥取県知事 平 林 鴻 三
- 一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
倉吉市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 三 変更後の指定施業要件
立木の伐採方法
- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 昭和五十五年十月三十一日から昭和五十七年九月三十日まで

- (1) 主伐として伐採することができる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (2) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
主木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

鳥取県告示第九百六十二号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第一百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十五年十月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十五年三月八日 鳥取県指令受都計第三十一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市陰田町

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市陰田町九八一一一

有限会社岩田小型運送

代表取締役 岩 田 光 郎

鳥取県告示第九百六十四号

土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第十九条の規定に基づき、鳥取都市計画事業鳥取駅前土地区画整理審議会の委員の選挙の期日を昭和五十六年二月一日と定めた。

昭和五十五年十月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九百六十三号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第一百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十五年十月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

昭和五十五年十月二十八日

鳥取県告示第九百六十五号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゆん功を認可したので、同条第二項の規定により告示する。

鳥取県知事 平 林 鴻 三

昭和五十五年十月二十八日

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十五年六月十一日 鳥取県指令受米土維第五百八十七号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市夜見町字砂濱三

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

塩谷林業株式会社

取締役社長 塩 谷 雄 司

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 しゆん功認可を受けた者の名称、代表者の氏名及び住所

鳥取造船工業株式会社 代表取締役社長 石黒松雄

鳥取市浜坂六〇六番地

二 埋立ての免許の年月日及び番号

昭和五十四年三月五日 鳥取県指令受河第七十五号及び鳥取県指令受

港第五号

三 しゆん功認可の年月日

昭和五十五年十月十七日

四 埋立区域

鳥取市浜坂字東浜一三九〇番二六六地先

(一) 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び(1)の地点と(1)の地点とを結ぶ高水位(T・Pプラス一・七七メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

- (1) の地点 鳥取港燈台(北緯三五度三二分二三秒東経一三四度一分一二秒。以下「A地点」という。)から一二五度一四分四七秒一、〇五三・二二二メートルの地点
- (2) の地点 A地点から一二〇度〇一分四四秒九九一・三五七メートルの地点
- (3) の地点 Aの地点から一一七度二三分二七秒一、〇七七・五六九メートルの地点

④の地点 Aの地点から一二四度〇四分三三秒一、二六七・七四九メートルの地点

⑤の地点 Aの地点から一二四度二五分四七秒一、二八一・六七三メートルの地点

⑥の地点 Aの地点から一二五度三六分一四秒一、二三七・四二二メートルの地点

⑦の地点 Aの地点から一二五度一〇分五五秒一、一一〇・九七九メートルの地点

⑧の地点 Aの地点から一二五度一七分一七秒一、二一九・七二八メートルの地点

⑨の地点 Aの地点から一二三度二〇分五三秒一、一四九・九六八メートルの地点

⑩の地点 Aの地点から一二四度〇二分五六秒一、一二八・九三七メートルの地点

⑪の地点 Aの地点から一二三度五九分三七秒一、一一四・九五二メートルの地点

(二) 面積

二〇、一五四・四二平方メートル

五 関係図書の閲覧場所

鳥取市役所